

## 平成16年度福島家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成16年6月1日(火)午後1時15分～午後3時15分
- 2 場 所 福島家庭裁判所会議室(3階)
- 3 出席者 安齋利昭, 飯島 泰, 林 潔, 丹羽真一, 羽田トモ子, 福島成子,  
本間陽子, 三浦康克, 安田徳郎, 矢部久美子(敬称略, 五十音順)
- 4 開会等
  - 開会
  - 委員長挨拶
  - 新任委員紹介(丹羽委員, 安田委員)
  - ビデオの視聴(家事事件, 少年事件の概要)
- 5 議事
  - 記者クラブとの意見交換会の報告
    - 1月7日に実施した意見交換会の概要を報告した。
  - 「家庭裁判所を身近なものにするには」について
    - 家庭裁判所で行っている広報活動について, その概要を説明した後, 次のような意見交換があった。
    - なお, 説明後, 次のような意見交換があった。
  - サービスを良くするという点では, 「分かりやすさ」が一つのポイントである。従って, 大学, 民生委員, P T A及び老人クラブ等に家庭裁判所の機能及び役割を説明したビデオの貸し出しや講師の派遣等を行うことが必要である。
  - ホームページにアクセスして「家事手続案内サービス」という電話による土日祝祭日も含めた24時間対応のサービスがあるということを初めて知った。こういうものがあることをもう一度広報してはどうか。また, アクセスされた内容の統計があれば教えていただきたい。

(裁判所)

調査の上、判明すれば家庭裁判所委員会通信等を通じてお知らせしたい。

- 関係機関にはパンフレットのほか、例えば大きなポスターを作成して配布してはどうか。
- 裁判所の入り口正面に庁舎内が一目で分かるような案内板がない。家庭裁判所の来庁者には、知人に会いたくないという気持ちがある人も多いので、ボタンを押すと行き先が分かり、人に聞かなくても自分で担当部署を探せるような案内板があれば良い。

(裁判所)

当事者に対する呼出書面には、担当部署や階数を明示しており、また、来庁者に対しては、玄関脇の守衛室で案内している。受付相談については、部屋を3室設けて、できるだけ待合室で他の人と一緒に待たずにいられるような配慮をしている。なお、入り口の案内については、予算の関係もあるが、もっと分かり易くするようにできる限り対処したい。

- 家庭裁判所は当事者申立も多いと思われるので、受付窓口にはできる限り親切な人を配置すれば、利用しやすい雰囲気になる。
- ガラス越しの対応ではなくて、職員と一緒に付いて案内してくれるようになれば、家庭裁判所の雰囲気も和らいで敷居が高くなる。
- 「社会を明るくする運動」などにも、家庭裁判所の職員が出席すれば、家庭裁判所のピーアールにもなる。
- 若い人達の目に訴えるには、パソコンやビデオ等の機器を使用した広報活動が必要である。
- 一昨年、裁判所の職員にロータリークラブで「身近な裁判所」と「補導委託制度の理解」について話をしていただいたが、その後、裁判所からそういうことを続けて欲しいという要請はない。そういう活動を地道にしていかなないと「分かりやすい家庭裁判所」ということが広まって行かない。最近、高

校生の万引き、薬物乱用が非常に増加しているが、案外保護者は知らない。  
今一番必要なのはP T A，特に保護者との接触である。

(裁判所)

平成14年9月3日から平成15年9月16日までの間にロータリクラブで補導委託を中心に家庭裁判所のこと説明をさせていただいた。補導委託先の開拓は家庭裁判所全体の課題であり、家庭裁判所全体での委託先の増加ということに関して、色々と御協力いただき、非常にありがたく感じている。家庭裁判所の職員のみ情報では非常に限られるので、民間の方々からの情報提供をお願いしたいし、御一報いただければ、担当者において連絡調整を図りたい。また、保護者会等への出席については、事前に要請があれば前向きに検討したい。

- 離婚事件などが身近にあったときに、家庭裁判所に相談すれば解決に繋がるという知識が一般市民にあればいい。そういう知識が家庭裁判所を身近に感じるには必要である。従って、そういうことをテレビ等の媒体を通して広報するのが効果的である。
- 顔を合わせて相談するのは勇気がいるので、インターネット上で相談できるシステムがあれば良い。

(裁判所)

皆さんの御指摘には、確かに思い当たることがあり、外からの目で見ることが大事である。特に働いている方々に対して、裁判所に来なくてもインターネット上で申立書をダウンロードし、それを郵送して申立が出来るという利便性をピーアールして行きたい。

皆様の貴重な意見を参考にして、予算上の都合もあるが、出来るものからすみやかに対応していきたい。

- 「多様な分野から参与員を確保するためには」について

(裁判所)

人事訴訟の移管を受けて、参与員の確保については支部とも色々と連絡を取りながら行っているが、従来の調停委員から参与員を選定しているのが現状であり、もう少し多様な分野から参与員を確保しなければ、新制度の上で不十分ではないかと考えているので、その点について委員の知恵を拝借したい。参与員の活用については、人事訴訟の離婚原因や慰謝料の算定などに一般人の感覚を取り入れるのが目的である。参与員の負担や訴訟実体を考慮して、争点整理ができた場合や証拠調べの段階で、参与員に当事者尋問や和解に参加してもらうことを考えており、その場合には専門知識というよりも、一般人の良識をお尋ねするということになる。従って、幅広い世代や分野から参与員を確保する必要がある。

- 福島家庭裁判所では、あと何人くらい参与員が必要なのか。今いる人と交替させるのか。

(裁判所)

参与員規則では福島県内で最低120人以上ということになる。現在は165人いるが、事件の係属状況や処理状況を考慮すると、人事訴訟移管前であれば、この人数で大体適正であると思われたが、人事訴訟移管後は、如何に訴訟に市民の良識を反映させるかということになるので、あと何人という数の問題ではなく、如何にして人事訴訟に関与していただくかという問題である。

- 地域的にはどこが少ないのか。

(裁判所)

人数的には大体事件数に応じた人員を確保しているが、本庁支部を問わず、様々な分野から相応しい方を御紹介していただきたい。

- 参与員を引き受けた場合、守秘義務等のかかなりの責任を負うことになる。司法に国民が参加するということは大変意義あることだが、現在、個人情報の管理は大きな社会問題であり、非常勤の裁判所職員になる参与員は、個人

情報の保護という観点から多くの責任を追うことになるが、その点はどういうものなのか。

(裁判所)

参与員は手を挙げて候補者になっていただくものである。従って、参与員は守秘義務などの責任を理解した上で引き受けていただくことになる。

- 参与員になるための手続はどのようなものか。

(裁判所)

履歴書等を添付して申込書を総務課に提出していただくことになるが、申込書に特に決まった様式はない。また、申込者全員が参与員になれるのではなく、面接等により選定することになる。

現段階では、人事訴訟に参与員を利用したケースがなく、やってみないと分からない点もあるが、現状のように調停委員からのみ確保するという点では、市民感覚の導入という点では不十分であると考えており、幅広い年齢層や分野から確保する必要がある。この問題について御意見要望があれば、総務課長に御連絡いただきたい。

▪ その他の意見等

- 素人に対する受付相談対応のために、事件の受付にはベテランで親切な人を配置したり、受付対応の研修等も検討して欲しい。
- サービス改善の方法として投書箱を備え付けることも考えられる。
- 保護者に裁判所の職員の話聞いてもらえる機会があれば良い。また、裁判所見学に来た際には、非行が増えているという話をして欲しい。
- 家庭裁判所のピーアールの一助として、家庭裁判所のパンフレット等を用意してもらえれば、市役所の色々な施設や相談窓口に置きたい。

(裁判所)

委員の方々の様々な意見については、検討した上、家庭裁判所委員会通信で結果をお伝えしたい。庁舎案内の掲示については、職員による案内のほか、

来庁者自身が担当部署を探していけるような対策を検討する。PTA等に対する講演については、できれば県単位、地区単位で要請していただければありがたい。各種パンフレット等の備え付けについては、早急に用意して、お持ちするので、広報に役立てていただきたい。アンケートによれば、憲法週間の裁判所見学会については、ホームページよりも、市や県の広報、テレビ、ラジオ、新聞で知ったという人が多いので、色々な機会でご広報をお願いしたい。裁判所見学は、何時でも結構であるが、準備の都合上、事前に電話などで御連絡いただきたい。身近な家庭裁判所の実現のために実効性のある広報活動を展開していく必要があり、本日の各委員の方々の御意見を参考にして、より良い裁判所、利用しやすい裁判所を目指したい。

#### 6 次回期日

12月14日（火）午後1時15分に指定された。

#### 7 閉会